

令和5年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年12月4日（月曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和5年12月4日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第52号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付  
職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第53号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第54号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい  
て
- 日程第 5 議案第55号 尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第56号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第57号 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第58号 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議  
決について
- 日程第 9 議案第59号 令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予  
算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第60号 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第61号 令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）  
の議決について
- 日程第12 議案第62号 令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）  
の議決について
- 日程第13 議案第63号 和解及び損害賠償の額の決定について  
（質疑、委員会付託）
- 日程第14 一般質問

○出席議員（7名）

1 番 南 靖 久 議員  
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員  
7 番 内 山 左 和 子 議員  
1 0 番 仲 明 議員

2 番 小 川 公 明 議員  
4 番 西 川 守 哉 議員  
8 番 中 村 レ イ 議員

○欠席議員（2名）

5 番 村 田 幸 隆 議員

9 番 中 里 沙 也 加 議員

○説明のため出席した者

市 長  
副 市 長  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長  
政 策 調 整 課 長  
政 策 調 整 課 調 整 監  
政 策 調 整 課 調 整 監  
総 務 課 長  
財 政 課 長  
防 災 危 機 管 理 課 長  
税 務 課 長  
市 民 サ ー ビ ス 課 長  
福 祉 保 健 課 長  
福 祉 保 健 課 参 事  
環 境 課 長  
商 工 観 光 課 長  
水 産 農 林 課 長  
水 産 農 林 課 参 事  
建 設 課 長  
水 道 部 長  
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長  
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長  
教 育 長  
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長

加 藤 千 速 君  
下 村 新 吾 君  
野 地 敬 史 君  
三 鬼 望 君  
濱 田 一 多 朗 君  
西 村 美 克 君  
森 本 眞 明 君  
岩 本 功 君  
大 和 秀 成 君  
三 鬼 基 史 君  
湯 浅 大 紀 君  
山 口 修 史 君  
世 古 基 次 君  
民 部 泰 行 君  
山 中 英 幹 君  
芝 山 有 朋 君  
千 種 正 則 君  
塩 津 敦 史 君  
神 保 崇 君  
竹 平 専 作 君  
高 濱 宏 之 君  
田 中 利 保 君  
柳 田 幸 嗣 君

教育委員会教育総務課学校教育担当調整監  
教育委員会生涯学習課長  
教育委員会生涯学習課参事  
監 査 委 員  
監 査 委 員 事 務 局 長

高 田 秀 哉 君  
平 山 始 君  
森 下 陽 之 君  
民 部 俊 治 君  
仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
議 事 ・ 調 査 係 長  
議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊  
濱 野 敏 明  
権 田 朋 実

[開議 午前 9時59分]

議長（仲明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。また、9番、中里沙也加議員は育児のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、南靖久議員、2番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から日程第13、議案第63号「和解及び損害賠償の額の決定について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題の12議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております12議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の12議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第14、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これ

を許可することといたします。

抽せんの順序により、最初に、4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

私は、毎回一般質問においては、自分の疑問点以外に必ず市民の皆さんからのなぜ、何での疑問の声を質問に取り入れるように心がけてまいりました。

しかし、一般質問の前には、執行部幹部の聞き取り調査と称して、一般質問を行う議員の原稿を全て見せた上での質問に対する聞き取り調査があります。ということは、私の一般質問の前には、市長は私が何を質問するかを事前に知っていることになりますね。そんな学芸会のような一般質問では、見ている市民の皆さんもつまらないでしょう。

執行部は、議員の本当に聞きたい質問に対応するためとの説明ですが、しかし、私は今まで納得のいく答弁をもらったことがありません。もっとも、執行部を褒めたたえるだけの一般的な質問では、なおさらのことつまらない。だから、私はたまにアドリブを取り入れていましたが、最近、西川の質問は丸くなったともよく言われます。

以前、つまり前期の議会よりユーチューブの再生回数は爆上がりですが、一般の市民の皆さんに市政に対して興味を持っていただくためには、やはり私は私なりの個性のある質問を行って、もっともっと多くの市民の皆さんに尾鷲市の現状を届けていくのが選ばれた者の責務であると考えて、市長には、言い訳じみた、長ったらしい、論点のずれた答弁よりも、イエスカノーのような歯切れのよい、市民の誰もが納得いくような答弁を期待しています。

あと、前回の一般質問の最後で、私は答弁は要りませんと自席に戻っているにもかかわらず、どこかの課長が作ったような答弁を長々と話されていましたが、あの行為はボクシングで例えると、ゴングが鳴り、自分のコーナーに戻ろうとしている選手に対し、後ろから殴りかかるような行為に等しいので、WBCなら一発にライセンス剥奪で永久追放になりますから、議事録の削除までは求めませんが、今後は気をつけていただきたい。

では、通告に基づき、一般質問に入らせていただきます。

まずは、中央公民館前に設置された尾鷲節の歌碑についてですが、多くの市民の皆さんから、なぜ小学生の通学路であるあの場所に危険と思われる歌碑について、市議会議員は問いたださないのかとの声についてであります。あのような

石碑、つまり尾鷲節が書かれていれば、誰でも歌碑として許可され、許可さえ取れば、何の問題もなく設置できるものなのでしょうか。

次に、行政の進め方についてですが、高額な事業はいつもそうですが、議会や市民に十分な説明もなく、突然発表されます。その件についても、私は多くの市民の声が反映されているとは思えませんが、その点は、市長はどう感じておられますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、西川議員の質問にお答えいたします。

まず、尾鷲節歌碑の設置を許可するに至った経緯について、まず、説明いたしたいと思います。

体育文化会館と中央公民館の間を通る市道坂場銀杏町線沿いの擁壁には、まず、平成2年に尾鷲商工会議所青年部が中心となりまして、尾鷲市の祭礼や尾鷲節踊り、尾鷲の自然などの壁画が描かれ、その壁画が長年の風雨にさらされた結果、描かれていたこの絵は判別が困難な状況になっておりましたが、市民の有志の方々から、道路環境美化の観点から塗装を施したいと、そういう申出がございました。

また、その塗装によって描かれておりました絵が消えてしまうことから、壁画に描かれていた尾鷲節を広く知っていただくための歌碑を併せて設置したいと、こういう申出がございました。

その申出に伴う設置希望場所の市道占用許可申請、これに対しましては、道路法に基づき、安全を考慮し、壁面に沿うよう設置し、固定すること、これを条件に許可したものでございます。

私は、今回の尾鷲節歌碑の設置につきましては、まず第一に、道路環境美化の観点、これが第一、そして、壁画に描かれておりましたこの尾鷲節、これを広く知っていただくための歌碑設置が本市にとって有意義であると私自身は考えております。

議員御質問の同様の場所だったら設置できるかというような話につきましては、申請内容とそれがもたらす効果、こういったものを総合的に判断させていただきたい、このように考えております。

次に、行政の進め方において市民の声が反映されているか、この件についてで

ございますけれども、私自身は、常々市政を進めるに当たりましては、市民の意見をよく聞き、議会への丁寧な説明を重ねることにより、施策を一つ一つ実現していることを心がけております。

そのため、市民の皆様との対話を重要視しており、毎年各地区や各団体との懇談会を実施しております。去る10月にも市内15か所、ここにおいて市政市民懇談会を開催し、市民の皆様から様々な御意見、御提案を伺っております。

このことは、第7次尾鷲市総合計画の将来像に掲げております「住みたいまち、住み続けたいまちおわせ」、これを実現するため、とても重要なことであり、私が市政を進めさせていただく原動力ともなっております。

したがって、今後も市政の推進に当たりましては、市民の皆様様の様々な御意見を念頭に、説明責任を果たしながら数々の重要施策、これに取り組んでまいりますので、市民の皆様、議会の皆様様の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） まず、歌碑についてですが、8月26日の新聞にて、中央公民館前の尾鷲節の歌碑について、尾鷲節壁画保存運動の会の方から新聞紙面上でかでかと紙面一面を使い意見広告が出されていましたが、内容は、皆さん御存じのとおり、質問の回答と石碑の撤去を希望する内容であり、また、市民から見た歌碑の在り方や安全性についての問いかけでしたが、個人であれだけの意見広告を載せるとなると数百万円のお金がかかると詳しい人にお聞きしました。

市長は、その壁画保存会の方に金額に見合った返答をされたとお考えですか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、歌碑に対する意見への回答、これにつきまして歌碑設置を許可するに至った経緯、これを中心にして回答させていただきたいと思っております。

まず、その概要は、先ほども申しましたように、体育文化会館、中央公民館の間を通る市道沿いの擁壁には、平成2年尾鷲商工会議所青年部が中心となって尾鷲市の祭礼や尾鷲節踊り、尾鷲の自然などの壁画が描かれており、その壁画が長年の風雨にさらされた結果、描かれていた絵が判別困難な状況になり、市民有志の方から、道路環境美化の観点から塗装を施したいとの申出があったと、先ほど申し上げたとおり。

また、その塗装によって描かれていた絵というのは全部消えてしまうことから、

壁面に描かれていた中でも尾鷲節を広く知っていただくための歌碑を併せて設置したいとの申出がございました。

その申出に伴う設置希望場所の市道占用許可申請、これに対しまして、道路法に基づき、安全を考慮し、壁面に沿うよう設置し、固定することを条件に許可したものであることを回答させていただき、御理解をいただいた次第でございます。以上でございます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 僕、壇上で言いましたよね、イエスかノーかはっきりする質問を下さって、答弁、同じ答弁を2回されてきました。

僕は質問したのは、その金額に見合った返答をされたかどうかということをおっしゃるだけで、意見者に対する回答は尾鷲市のホームページに記載されているとのことから、ホームページをいくら探しても見つけることができませんでした。

そこで、政策調整課に問い合わせたところ、公表期間があったようで、情報開示をすることにしました。

真つ当な返答であれば、消す必要はないのになと思っていますし、開示後に内容を見ましたが、社交辞令的な内容であり、意見者の意図した質問とは大きくかけ離れていましたね。

ここで、その返答内容を読み上げたいのですが、時間の関係上、やめておきます。

あの内容で意見者が納得したとは到底思いませんが、そこ、市長、意見者は納得されたとお考えですか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、その意見者への回答につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますんですけども、今回の場合、意見広告でありますその内容のうち、市長としての回答すべき内容、これについて丁寧に回答し、御理解をお願いした次第でございます。

そして、ホームページにつきましては、先ほど申しましたように、2週間ほど掲載いたしました。ホームページの掲載は、意見広告に対する回答を行ったという事実を広くお知らせするものであり、先ほど申しましたように2週間の掲載期間、このぐらいが適当な期間であったものと私自身は考えております。

以上でございます。



議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 意見者は、小学生の通路であることから、歌碑の倒壊による安全性についても問いかけていますが、市長の返答は、「安全を考慮し、壁面に沿うように設置し固定すること」の1行だけの内容でありましたが、もし事故が起きたときには、他の占用許可者のように申請者の責任となるのでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 歌碑の安全対策ということで、占用許可の条件といたしまして、また、申請者に対して、先ほど議員おっしゃっていましたが、安全を考慮し、壁面に沿うように設置し固定することと指示しております。

また、今回の歌碑に限らず道路占用物件につきましては、その維持管理、あるいは第三者への損害については申請人の責務とする、そういうことを明記した上で許可を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 回答によると、歌碑を設置した経緯は、先ほど市長がおっしゃられたように、壁面の汚れが目立ったため、ボランティア活動の一環で壁面を塗装した。

それならば、それで以前に描かれていた絵が消えたため、歌碑を設置したとなっておりますが、それならば、以前に書かれていた絵を再現したほうが、意見者や市民の皆さんが問題視することもなかったのではないかなと私はと思いますが、その点は市長どう思いますか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃられた内容について、壁面をどうするかということについてもいろいろと考えていただいていたようでございますけれども、それが不可能であったと。

だから、先ほど申し上げましたように、あそこの壁面、もう非常に汚い状況がきれいになりました。要するに環境衛生上が非常にいいと。

そして、もう一つは、やはり尾鷲節というこの文化に対して、私は、尾鷲の文化として尾鷲節というのは非常に重要な話であると、その中の歌碑でございますので、そういうことを示していただいたということは、先ほども申しましたように、有意義なものであると私自身は考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 歌碑を見ると、写真を境に市外の方々の名前が連なり、歌碑というよりは、何かの広告のように思えるのは私だけでしょうか。

それに、写真にある女の子のポーズは、尾鷲節の踊りにはないそうですが、これ、間違っただけでも、市長は訂正を求めないのですか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の尾鷲節の歌詞、由来などを表現していただいているものでございますので、設置者の意向を尊重して許可したものでございます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） いや、尾鷲節にはあのポーズはないらしいんですよ。その点は、市長は聞かなかったんですか。

議長（仲明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 踊りのポーズまでは確認しておりません。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） それと、歌碑の中にはある特定議員の名前が記載されていますが、その点についてお伺いします。

と申しますのは、前市長時代に皇太子殿下の熊野古道の行啓記念碑の設置工事の見積り入札がありました。当時は皇太子殿下ですから、いずれ天皇陛下になれるのは誰でも分かり切ったことで、その皇太子殿下の名前がある以上、金額をつけるような非礼は私は避けたい、無償で建立したいと申し出ましたが、見積り入札であるから寄附はいけないとの前市長の答えであったため、やむを得ず1円で落札し、その1円を尾鷲市に寄附しました。

その折に、記念碑のデザインは私のオリジナルであることから、記念碑の裏に小さな社名入りの堤名板を希望しましたが、これは前市長のことですから、今の市長は関係ありませんが、それは売名行為だとのことで認めてもらうことができませんでした。

しかし、今回の歌碑には堂々と個人議員の名前が記載されていますが、これ問題にならないのでしょうか。市長は、歌碑が設置されるまでに内容を精査されましたか、その上で許可を出したのでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の歌碑については、尾鷲節の歌詞とこの由来を表現していただいているものであって、法に抵触しないものと私は考えております。特に、先ほども申しましたように、設置者の意向を尊重して許可したものでございます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 市長、尾鷲には左の方も右の方もいらっしゃいます。その方たちがもし尾鷲節を入れた上で真ん中に日の丸を張り、「返せ北方領土、竹島は日本国有の領地である、尖閣も日本国有の領地である」で、この碑は西川守哉議員の努力により建立することができました、某政治結社何々会とかというのでも、尾鷲節さえ描かれていれば、それは設置できるものなんじゃないかな。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員の御質問については、同様の内容であれば設置できるのかということにつきましては、まず、我々としては申請内容、そして、その申請内容を踏まえてそれがもたらす効果、こういったものを総合的に判断していきたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 学校の教科書にも載っていることですから、私が今例を出した、返せ北方領土、尖閣、竹島、そういうことは、もし、もしですよ、私の後援会がそれを行ってくれるんだとしたら、市長はそれは許可されますか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、歌碑とか記念碑というのは、先ほども申しましたように、さっきそういう申請内容、それがもたらす効果というのはどうなのかということを考えていながら総合的に判断していきたいと。

そして、一応基本的な考え方なんですけれども、歌碑とか記念碑、こういったなどの道路の占用許可という形になると思うんですけれども、これにつきましては、その内容が、まず、公序良俗に反するもの、これはもう駄目ですよ。特定の個人、団体を誹謗中傷するもの、これもあってはならないと。一方、営利目的などの公共性のないものかどうか、将来の道路計画や都市計画などの支障になるものかどうか、安全かつ円滑な交通の妨げになるものか、それらを十分考慮しながら、申請内容を見て、それがもたらす効果というものがどれくらいあるのかということを含めながら総合的に判断していきたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 日本国有の領土を取り返すことは効果が大変あると思いますが、もうここらでやめておきます。

行政の進め方によってですが、私が議員になってから初めての議員報告会がありました、参加市民の少なさに驚きました。私は時間があればいろんな説明会

に、例えば広域ごみ処理場の説明会、市政報告会など、説明会にはできるだけ参加しています。

津波タワーについて、2か所だけで行われた説明会には仕事の都合上参加できませんでしたが、22日は参加させていただきました。

中京銀行跡地については、賛成、反対いろんな議論の中で、いくら国や県の補助金が出ると言っても、残り1割は尾鷲市負担ですよ。中井町の危険特定空家の解体費用が1,000万なのに、中京銀行はコンクリートですから、かなりの費用がかかると多くの市民の懸念が出ておりました。

あと、市民の命の公平さを考えるのであれば、市内2か所だけじゃなく、危険度の高い地区に救命艇などを設置してはどうかと私も意見させていただきました。

住民の生の声を聞くことは行政の長として最高の場であったと思いますが、なぜ市長は参加されなかったのでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この津波避難タワーについては、私が市長になる2年前から一応議論をされていたということは御承知のとおりだと思います。

その中で、津波タワーを要するに設置するんだということで、平成27年度から何度もそれが議論されていた中で、まず、矢浜地区、それから、要するに今言っている旧尾鷲町の北地区、この辺のところをどうするかという、当時の問題については、北浦児童公園のところを造ろうといった場合に、あそこは北川を渡るの駄目だと、そういう状況の中で、要するにその計画が駄目になったと。

私、正直申しまして、この計画については、まず、平成29年に市長として市政を担わせていただくことから、まず、私自身はいろいろと考えて、どこかにやっぱり避難タワーは必要であるという、そういう形の中で、いろんな先ほど申しましたように市民懇談会等々でそういう声が、避難タワーで要するに造ると言っておるのにいつ造ってくれるの、どうしてくれるのという声は非常に多かったです。それを私は今回具体的に一応提案したという状況でございます。

特に今回、御承知のとおり、これは釈迦に説法だと思うんですけども、東日本大震災、この経験から、想定外とも言われる津波による甚大な被害が発生することを踏まえた中で、南海トラフ地震に伴う津波対策も大きく見直されて、理論上最大クラスの南海トラフ地震を想定した津波に対して取り組むこととなっております。このことから、津波による浸水域が広範囲になっておりました。

浸水被害への避難を基本としながらも、逃げ遅れた方あるいは避難に時間のか

かる方の避難施設の整備ということが求められているということは、全国的に全部こういう状況になっています。尾鷲市も当然でございます。

だから、申し上げていますように、平成27年度に津波避難タワーを整備する計画がございましたけれども、住民の皆さん、地域住民の皆様の御意見を伺う中で、候補地に関する懸念事項があつて計画を見直すことになりました。これから8年たっているんですよ。

昨年には、昨年も第2回、第3回の定例会で、津波避難タワーの早期整備を求める質問に対して、鋭意検討している旨の答弁を私は行いました。

このようなことの中で、整備候補地を検討する上で、避難場所整備候補地域を抽出する避難シミュレーション結果から、やはりこの旧中京銀行尾鷲支店付近、これが効果的な地域であると。これは要するに熊野古道街道のあの近辺ということが示されていますから、ちょうど旧中京銀行尾鷲支店付近がそれに合うと。かつ、一定程度の土地を有しているこの旧中京銀行の尾鷲支店というのは最適として選定し、さきの定例会で御報告させていただき、こういう住民説明会を行ったと。

だから、私自身は、方向性は全部出しております。それに対して技術的などか、いろんなやっぱり市民の声というものを聞くことによって、要するに防災危機管理課長が中心となって住民説明会をやっていたと。

だから、当然のことながら、その意見に対する議事録は全部読ませていただきました。住民説明会で様々な御意見をいただきました。この中で、特に私自身は設計に向けた構造等の課題、これの整理をきちんと慎重に進めてまいりたい、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 私の質問は、市長がなぜ参加しなかったのかということを一  
番聞きたかったんですよ、市長。

8年も前から進めている、言葉を返せば、8年間ほらくつとったことになるんですよね。

市民の声も、私参加したもんで、いろんな声が聞けました。なぜ、それ、今市長は声を聞いたとかと言いますけど、8年間もほらくつとったんだったら、今説明会、市長が出席するべきじゃなかったんですかということをお聞きしています。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 8年間ほたらかしているのは、私、6年少し市長を務めさせ

ていただいておりますが、そのことからずっと避難タワーについての検証等々についてはいろいろ考えていると。

具体的に言うならば、先ほど申しましたように、市民懇談会でもいろんな御意見が、早く造ってください、早く造ってください、いつ造ってくれるのかと。

当時、具体的に申し上げましたのは、まず、防災危機管理については、要するに防災無線のデジタル化というものについては、これはお金がかかるので、それが終わってから避難タワーについてはやりますから、御理解くださいね、ということは大体令和2年頃に言ったはずなんです。それについて、今回一応御提案させていただきます。

もちろん今の場所になっております中井町付近、知古町とか、あるいは新川原町、こういったところに、いつもここ夜のやっぱり避難訓練をやっているんですよ。それをそこから要するに小学校まで何分で行ける、あるいはあそこの命のかけ橋を上って中村公園、私も何回も何回も参加させていただいております。

そういった中で聞く中には、本当にここまで行けるんかしら、避難タワーをこの辺に造ってほしいんだけどもというような声は、私は十分聞いております。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） いや、そういう避難訓練で聞いておるんじゃないかと、僕が質問したのは、もういいですけど、なぜ参加されなかったんですかということをもたまたま答えてもらえませんでしたね。

とにかくこのような説明会に、いつもなんですけど、参加市民が少ないのは、周知のまずさがあるのではないのでしょうか。

例えば執行部がよく言われるホームページに上げたから、広報に載せているから、ホームページや広報で一体どれだけの市民の皆さんに周知することができるのでしょうか。全ての市民が毎日ホームページをチェックしているわけではありません。

エリアワンセグでは、ごみの出し方や防災放送試験などを放送して、フェイスブックやLINEでは、暇なしに小学生の子供たちについての出来事や尾鷲の出来事について発信されていますが、次に、広域のごみの説明会がありますよ、津波タワーの説明会がありますよなどの連絡は一度も見たことがありません。なぜ報告会などのSNSによる発信はされないのでしょうか。多くの市民に参加されると、都合の悪いことでもあるのでしょうか、市長。

広域ごみやごみ処理場問題や津波タワーの説明会は、市民にとっては大事なことでと思いますよ。これSNSなどでもっと発信しておったら、もっと参加者が集まったんじゃないでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 告知の方法というのはいろいろあると思います。一応まず第一にホームページあるいは広報おわせ、こういったところに一応あれしていると、いろいろと考えてきながら、やはり市民の人が一人でも多く参加していただくような、そういうものもやっぱり必要であろうかなと思っています。

ただ、はっきり申し上げまして、現状では今回の中井町の住民説明会についても、やっぱりその辺のところを世話人の方にはきちんと報告しておりますので、その辺の方々、要するに地元の方々が来ていただけたんじゃないかなとは思っているんですけどね。

おっしゃるように、SNS云々についてはちょっと担当のほうに答えさせますけれども、基本的にはホームページ、尾鷲市の広報、これを基本としながら、いろいろ広報手段を使いながら、告知はきちんと努めていきたい、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） では、これからはフェイスブックやLINEでも、説明会等は連絡いただけるんでしょうね。どうですか。

議長（仲明議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 御説明申し上げます。

私ども、やはりSNSの目的としましては、市が行ったり、いろんな団体が行うことも含めて、広く情報発信の効果を出すことを目的にしております。

ですので、今後市民懇談会、そういう説明会も含めて、それが目的がどういう媒体で周知するのかということも含めて、ワーキンググループでもう一度効果、目的も整理しながら対応したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） ぜひ広めて、多くの市民の声を拾い上げてください。

関連してですけど、これ議会のことなんですけど、よく市民の皆さんに尋ねられるのが、今度いつに議会があるのと尋ねられることも多々あります。パソコンやスマホでユーチューブを見ることができない住民の方たちには、エリアワンセグで突然議会中継が始まるだけで、一般質問以外では再放送はありませんから、地

方紙でしか情報量がなく、開かれた市政の一環としてたくさんの市民の皆さんに市政に興味を持っていただくために、元気体操って結構人気ありますよね。その前後にでもエリアワンセグで議運や他の委員会など、さっき言った説明会など、これやっていただきたいんですけど、これできますよね。

議長（仲明議員） 一応答弁してもらわな。

市長。

市長（加藤千速君） その辺ところは、運営は議会事務局だと思いますので、私はそう思っています。

さっきおっしゃっていますように、私は基本的には議員もデジタル社会になったから、要するにホームページやいろいろとSNSやらそういう形のもので、やっぱりもっともっとアナログ的なものもやっぱり必要だと思いますので、先ほど政策調整課長が申しあげましたように、どうやって市民の皆さん方に告知していくかということも大事な話です。

でも、しかし、逆に市民の皆さんもお願いするのは、広報おわせ、毎月毎月1日には発行しておりますので、ぜひ読んでいただきたいということを私は申しあげたいと思っております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） いや、それでは参加人数が少ないから、僕も提案させていただいたんですけど、11月の10日の行政常任委員会で突然に話が出た体育館と中央公民館の耐震補強工事の件ですが、私たち議員にとっては、全く寝耳に水でした。

津波タワーに関しても同様のことが言えますが、市長はよく二元代表制と述べられていますが、広域ごみ処理場についても、津波タワー、体育館、中央公民館の耐震補強でも全て独断専行ですよ。

特に体育館は耐震診断で駄目と判断されて、築56年も経過した基礎をそのままにした上で耐震補強など、建設関係に関わる議員として、このような税金の無駄遣いには絶対に賛同することはできませんが。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 体育館の耐震診断、これについては昨年度実施して、現状のままでは大規模な地震に対して倒壊し、また、崩壊する危険性が高いということは、判定結果については、議会にも報告させていただき、議員も御存じのとおりだと思います。



しかし、耐震補強ができないというものではございません。これも耐震補強も可能であるけれども、どうなるか分からないから、一応耐震補強については、できないというものではございません。これははっきりと申し上げたいと。

これもはっきり申し上げていると思うんですけども、そのため、これまで専門家あるいは三重県建設技術センターの意見を踏まえて、庁内で協議した結果、先日の行政常任委員会において、耐震長寿命化による整備案をお示しさせていただいたというところです。

建物の耐震化につきましては、耐震性が十分考慮された工法による耐震長寿命化を行って、市民の皆様が安全で安心して利用できる施設に整備したい、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） その体育館について、耐震診断の結果でも、即時閉館となっていますよね。その建物を上物だけ補強しても、もし近く起きると懸念されている南海トラフ地震により、補強のできない基礎部分が崩壊したとなると、被災者の避難所にすらなりません。

以前、副市長が、建て替えとなると使用面積が狭くなると述べられていましたが、多分これ、がけ条例のことの建蔽率なんだろうが、これだけ人口減少が続く、少子化が進んでいる尾鷲には、今のような規模の体育館は、私は必要ないと考えます。

現在というより将来を見据えたときに、やはり新築のほうがよかったと思わないように、規模は小さくても、尾鷲に見合った新築にしようとの考えは、市長はありませんか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、今回の当初の体育文化会館の整備方針については、新築するか、あるいは耐震長寿命化にするか、これについて検討してきたということでございます。

それで、現状、新築した場合に建設費が、先ほどコンパクト云々ということをおっしゃっていただけますけれども、建設費が高額となる。めちゃくちゃ高いです、はっきり言って。そして、既存施設の解体に、これまず解体しなきゃなんないから、そこに係る費用というのも非常に高価です。期間が必要以上に、要するに建設期間が長くかかると。

今回、耐震補強が可能であるというようなことを前提にしながら改修する場合

には、新築と比較した場合、総事業費が抑えられるということ、特に財政的に今回特に有利な起債、これが活用できます。結果的には市の負担というのがかなり軽減されると、この二つに比較してみますと、また、工期も短縮されると、こういったことから、施設の使用開始時期が早まることから、耐震長寿命化によって整備を進めてまいりたいと考えております。

そして、先ほど市立運動場などの市のスポーツ施設の利用状況からしますと、全体の約40%が利用している屋内スポーツの中心的な施設であります、この体育文化会館は。現在の施設規模を維持した整備によって、市民の皆さんの安全安心で快適なスポーツ、レクリエーション環境を提供するとともに、スポーツ振興と健康増進を推進してまいりたいと。

ですから、そういう形の中で、我々としては、耐震補強をしながら、今の予定で、できることだった令和8年ぐらいまでには一応完成させたいという、こういう思いでおります。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） いや、市長はやっぱりかみ合いませんね、なんか僕の質問と。

僕は、新築が高いから駄目って市長が言っておるように聞こえるんですけど、どうしても。これ中古の建物に耐震をして、これ安物買いの銭失いにはなりませんかということ懸念しておるんですけど。

議長（仲明議員） 傍聴席、静かにお願いします。傍聴席、静かにお願いします。

市長。

市長（加藤千速君） 先ほど申し上げましたように、昨年度実施した体育文化会館、この耐震診断結果の報告においては、基礎や地盤等の欠陥について指摘や報告を受けておりません。耐震補強に関連して基礎は健全なものと判断しております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） コンクリートの寿命もちょっと考慮してほしかったですね。もうこれ平行線ですので、次行きます。

次は、病院の問題についてお伺いしますが、病院事務長、新しく導入された高額な設備、リニアックの稼働状況、つまり、月に何人程度が治療を受け、また、どの程度の収益性がありますか。

議長（仲明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（竹平専作君） リニアックの装置につきましては、令和3年度に3億5,800万円で購入して、令和4年度より稼働しております。

稼働状況につきましては、第3回の定例会の行政常任委員会でも説明をさせていただいたところですが、導入の計画では、1日当たりの照射件数ということで説明させていただいており、10.8件と見込んでおり、年間収益を約5,480万円と見込んでおりましたが、令和4年度の実績は4.14と見込みを大きく下回って、収益としては約1,600万円となっています。

ただ、本年度につきましては、4.6件と若干件数が増えてきておりますけれども、まだ目標までは達成していないという現状でございます。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 市長、今事務長が述べられたように、幾ら大きく金がかかると言っても、体育館の新築もこれで考えられるんじゃないですか。

それで、市長は常々、尾鷲総合病院は地域にとって欠かせない病院だと述べられています。それは私もそのとおりだと思います。

しかし、委員会の報告では、入院患者の減少も苦慮されていましたが、ならば、そもそも入院患者や職員のためのサービスの一環としての売店が9月末から閉じられたまま放置されているのでしょうか。

他の市の病院では、コンビニが院内に出店している病院が多くありますが、尾鷲総合病院の医師不足も重要な問題でしょうが、売店すらない病院で入院する患者が増えると思いますか。

知り合いの応援医師に尋ねたところ、売店がない病院は、他の病院では考えられないとの返答でしたよ、市長。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 売店が閉店になったということについては、本当に申し訳なく思っているんですけども、当初そういう立ち行かなくなってしまうということで閉店したわけなんですけれども、今現状、事務局のほうで売店をやっていただけの方を今探しておりますけれども、現状ではまだ。

だから、おっしゃるように、入院患者の方々についても、館内でやはりそういう必要なもの、食料品も含めて、飲物含めて必要なものを買う必要があるという、それはもう十分分かっています。

取りあえず、一応どういう形で代替ができるのかも含めて、まずはやはり私としては、売店ができるような体制というのはどうやっていくのかということは今前向きに検討しております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4 番（西川守哉議員） 病院関係者の方にちょっと尋ねてみたんですけど、近くのコンビニに、内科系の患者じゃない外科系の方は食べるものは自由ですよ。それを病院を抜け出してコンビニに行く方がみえるそうです。実際私も入院しているときに行きました。

それで、尾鷲市は指定管理の事業の泣き言や11月に行われた民間主催のバイイベントには気前よく予算をつけるのに、尾鷲にとって欠かせない病院の売店には力を入れない。

入院患者や通院患者の減少を食い止め、黒字経営を目指すのであれば、こういうところに予算をつけてこそ、来院者を増やす細やかなサービスとも言える当たり前の気遣いも必要なのではないのでしょうか。あまりにも長期に売店を休むのであれば、尾鷲市直営での再開も検討していただきたい。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほども申しましたように、売店が閉店になってしまったということについては、本当にそれを利用される患者の皆さん、入院患者の皆さんに対して、あるいはほかの皆さんに対して、本当に申し訳なく思っています。

だから、今それをいかにして要するに復活させるかも含めて、代替のことを考えておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思っておりますんですけども、確におっしゃるように、やはり売店は私も必要であると。そういったものを、要するに館内でいろんなものが買物できるような形というのは当然必要だと思いますので、それに力を入れる。

先ほど申しましたように、バイズミーティングについても、それなりの効果があったわけです。効果があって、それをやっぱりいろんな事業をあれするがために些少の予算をつけさせていただいて、大きな経済効果があったと私は認識しております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4 番（西川守哉議員） それは結果論ですけど、しかし、広域ごみ処理場、津波浸水域での野球場、高額な解体費用が予測される中京銀行跡地での津波タワー、耐震診断で駄目と診断された体育館の耐震工事など、どれを取っても、市民アンケートを行い、一度民意を確かめてもおかしくないと思われませんが、多分市長のことですから、市内各所で市長懇談会を開きました、のような答弁が返ってくるのでしょうが、今までもつり棧橋計画や築山などは、良識のある人たちの反対で没になった計画も多くありましたよね。

旧中京銀行の解体費用や照明のない野球場、本当に市民、住民が望んでいるのか、アンケートを取ることも考えていただきたい。本当に市長は市民の声を聞こうとしませんか。一度ぐらいはどうでしょうか、野球場の照明が欲しくありませんか、野球場が必要ですか、そういうアンケートを取ってもいいんじゃないでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 一つ一つ説明しますわね、一つ一つ。

まず、野球場につきましては、要するに現市営野球場を代替野球場として中部電力跡地の火力発電所のほうに設置すると、代替球場として使用を考えております。

正直申しまして、当時考えておって設計、要するに設定金額から、これだけいろんな物価高騰等々、それから、初予定しておりました内容のもの、例えば天然芝から人工芝にしたほうがいいのか、そういう御提案も行きながら、当初あそこの部分だけでスポーツ振興ゾーン、国市浜公園だけで当初大体、一番最初は12億ぐらいから16億5,000万に上げさせていただいて、その辺のことは報告させていただいた。

今回30億という数字が出てきましたので、これはちょっとやっぱり市としての財政について非常に大きな影響があるであろうという判断の下で、今回いろんな整備をきちんと精査しまして、野球場のナイターについては、まずはちょっとそれを引いた額の中で21億たしか2,000万でございましたかね。それでもやっぱり市の負担は結構大変なので、これから精査していきながら、要するにナイターについても、今後いろんな寄附を募ったりいろいろしながら検討してまいりますということで、一応今のところそういう形でやっています。

正直言ってナイターの設置については、市民の皆様の声が非常に高いです。これは私も認識しておりますので、これをどうするかということについては、これからまた行政常任委員会等でその進捗状況等も踏まえた中で、きちんと執行部の案として報告させていただきたいと、これが一つでございます。

もう一つの例の広域整備について、確かに大きな金額、5市町で広域ごみ処理施設はやります。

ですけれども、現在どこともやはり皆さん御承知のとおり、もう尾鷲市の清掃工場、もう大変な状況なんです。30年以上たっています。毎年毎年1億円ぐらいの経費が修繕費だけかかっていると。それを5市町でやることによって、5市

町で何でやるのかということは、まず第一に、どこの町とも20年以上の経過しております。中身はともかくとしまして、かなり老朽化しているところが多いと。

そういった中で一体化するというのと、一つをそれぞれそれぞれ造るよりも、五つの町が一つに造ったほうが、これは経済効果というのは絶対あります。これでやっぱり5市町が集まったんですから、結構要するに経済効果はあると。要するに、それでもって、やはりごみは常に常に回収し、焼却し、きれいにしていかなきゃなんないということでもって、これを進めております。

もう一つ、先ほど申しましたように、中京銀行跡地、今のビルを解体して、その解体費用がかなりかかるんじゃないかというような話なんですけど、確かに解体費はかかります。

かかりますけれども、今これだけ全国的にやっぱり避難タワーを造ろうというような形の中で、政府あるいは国土交通省のほうもかなり力を入れながら、県のほうも力を入れておりますので、その分の、これも何度も申し上げておりますけれども、全体の費用の中の10分の1程度で済むというようなこともきちんと、今数字ではそういう形になっておりますので、確かに解体費用については大きいですが、尾鷲市の負担は10分の1前後ぐらいになるであろうということ、やはり解体をして、きちんと避難タワーを造るという方向で進めたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 市長、いま一度考えていただきたい。RCのコンクリート造りの建物を解体する費用で、港町の空き家、木造、ほとんど木造ですよ。それを解体したときだったら、土地を買い上げたとしても、その解体費用だけでも土地ができるんじゃないですか。僕そこを言いたいですよ。

そうすると、市民サービス課に空き家問題もなくなるし、建設課ともまた協議して、そっちの方向へ持っていった。

僕は、あの場所がちょっとまずいと思っておるのは、もう皆さんが推奨する片田教授が尾鷲市にはもう津波タワーは要らないと、逃げるのが勝ちだという方向性も聞きました、市民説明会で、住民の説明会でね。

コンクリートの解体をするのであれば、一体木造の危険空き家とか、あれが一体何件解体できるんでしょうかね、市長。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど申しましたように、RC造り、こういうものについては

解体費用がかかります。おっしゃるとおりです。

ですから、具体的に申し上げますと、今のこの前の要するに代執行したときに大体1,000万程度でしたね。代執行したあの中井町の、あれが1,000万程度だった。

今回、一応今のところ大体の積算しますが、中京銀行のあのビルを解体するとなればどれぐらいかかるのかということは、大体6,000万ぐらいかかるんじゃないかなと言われてます。めちゃくちゃ高いです。

でも、しかし、これ、その費用については、いろんなやっぱり国の補助というのが全部ついてます。その中で実質的に市の持ち出しというのは、先ほど申しましたように10分の1程度、だから、約600万円ぐらいになると思います。

こういう私はもう数字がやっぱりまず第一だと思いますので、これを提案します。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 600万円になるんだったら、木造だったら60万にならないのかなと思うんですけど、木造だとつかんのですか、そういう有利な補助金は。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、その前に、要するに避難タワーを造るということを前提

にして建設地を探してきた中で、本当に見つからなかったということは、一応防災危機管理のほうから報告を受けております。

要するに、それに適当な場所が見つからないというようなことで、現状やはりうまく中京銀行跡地がそれに見合うような土地であるということを判明して、それで進めていこうじゃないかという、そういうアクセス、そういう形になっております。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） それじゃ、もっと海寄りの平谷とか空き地のある空き家のところの交渉は何件交渉されましたか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、我々の根拠となるのは、平成27年度に片田教授の要するにそのお話です。

そういう中で、いろんなシミュレーションの結果、熊野街道辺りに逃げ遅れた人、要するに歩行困難な方、それが要するに基本的には高いところへ逃げろ、逃げろ、これが基本なんです。でも、やっぱり全員がどう、そこへ逃げられない方、要するに歩行の困難な方、逃げ遅れた方、そういうために効果的な場所であると

いって熊野街道、あの付近が最適であろうという、それを基にして我々はしています。

だから、海については、正直申しまして何も考えておりません。

議長（仲明議員） 西川守哉議員。

4番（西川守哉議員） 先日の真夜中の防災のサイレン、びっくりしましたよね。あれ本番だったら大変なことになります。もし中京銀行跡地にタワーができていたら、一体何人の方が避難したでしょうね。

これで時間がないので一般質問を終わります。答弁は結構です。結構ですよ。

議長（仲明議員） ここで休憩をいたします。再開は10分後、11時15分からといたします。

〔休憩 午前11時02分〕

〔再開 午前11時13分〕

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、濱中佳芳子議員。

〔3番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3番（濱中佳芳子議員） 昨日、真夜中の津波注意報、寝入った頃であり、市民のほとんどの方が不安の中、夜明けを待つことになったかと思えます。今のところ大事なく時が過ぎたことに胸をなで下ろしております。

このタイミングで、防災に対する市長のお考えを聞くことになりました。どうかしっかりと市長の心の内をお聞かせいただきたいと思います。本日の市長とのやり取りにおいて、私との共通認識を持って行うことをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

かの吉田松陰の言葉ですが、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。ゆえに、夢なき者に成功なし」、この言葉を旨として、明快なやり取りをお願いいたします。

これから問う案件は、これまで具体的な道筋を聞かされておらず、こうなるのかなという程度の想像をするだけのものでした。ですが、尾鷲市にとって大切な案件であると思うことから、それらに対する市長の夢、理想、計画をお尋ねします。

三方を山に囲まれ、リアス式の海岸に沿って築かれた尾鷲市にとって、大きな面積を持つ平場の土地を求めることはとても困難なことです。

このたび、高規格道路紀勢線の事業進捗により、南インター付近と小原野の2か所に広い平場が出来上がりました。南インターに関しては、民有地であります



が、持ち主の御厚意により無償でお借りすることができています。小原野は市有地であり、原野状態であったものを国交省の建設残土の仮置場として使用后、整地をして戻していただくと聞いています。

これまで議会では、両方ともに防災あるいは災害対応のためと聞いておりますが、その先の計画に向けた市長の思いをお聞かせください。併せて、それぞれの土地の形状、面積等もお聞かせください。

新たな事業を計画するに当たり、行政のみならず、事業者としては、その財源や補助制度などを気にすることは当然のこととしてきました。確かに、ことを動かすことにおいて必要なことですが、最近様々な立場の方たちと話す機会があり、少し自分の物の見方が硬直していることに気づきました。

大金が動くことに向かうとき、それは、お金があるからそこに向かうのでしょうか。それが必要だからではないですか。何のために必要か。それが手に入れば、どのように、誰が幸せになるのか。その目的を明確にすることで周囲の理解を得る、理解を得られれば、そこに投資が生まれるということではないかと思います。

島国である日本全国を回るのに海路を使うしかないと思われていた頃、四国に3本の橋が架かりました。その一つ、明石海峡大橋に携わった当時の神戸市長、原口忠次郎氏の言葉「人生すべからく夢なくしてはかないません」が今もその橋のたもとに刻まれております。

この事業に関しましては、瀬戸内海で起こった小学生を中心とした大きな海難事故が基となり、地元の人たちの熱望の下に造られたものと聞いております。

ここのところ、尾鷲市の事業が遅々としているように見え、市民に将来を期待してもらえそうな話題が提供できなくなっているような気がします。

市民アンケートにおいて、市民の関心事は、ここのところ医療と防災が突出しています。本日のやり取りが少しでも市民の皆様に安心をお届けできるよう、明快な御回答をお願いいたします。

壇上からは以上といたします。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、濱中議員の御質問にお答えさせていただきます。

その前にちょっとお時間だけ頂戴しまして、先ほど御指摘のございました12月の2日の夜間にフィリピンのミンダナオ島で起きたマグニチュード7.7の地震、これに対して日本の太平洋沿岸には津波注意報が出されたと。その対応につ

いて、若干御報告させていただきたいと。

津波注意報は、12月の2日の23時56分に発表されました。そして、それと同時に、本市の災害対策本部を設置しました。

そういった中で、津波注意報あるいは避難指示、防災行政無線放送で避難指示の防災行政無線放送を発しました。

結果的に避難指示の対象地域である沿岸部の方々については、要するに避難所は福祉保健センターと中央公民館、職員20名としまして対応はしておったんですけれども、対象者世帯はなしでございました。

津波到達が4時1分とか4時39分とかということで、結果的には微弱というような形でありましたので、高さを観測しましたんですけれども、そういう状況をやりながら、被害情報は一切ございませんでした。これについてちょっと申し訳ないですけど、御報告させていただきたいと。

そういう状況で、本当におっしゃるとおり、こういうところはいつ何時起こるか分からない、それに対する対応というのをきちんと常日頃からやっておかなきゃならないと、身にしみて感じた次第でございます。

まず、その御質問にお答えする前にもう一つ、まず、議員がおっしゃられました吉田松陰の言葉、久しぶりに聞かせていただきました。私の大好きなというよりも、あるいは常に私自身は心がけておかなきゃならない言葉であって、非常に大事にしております。こういうつもりで私は市政をやっているつもりでおりますけれども、またいろいろと御意見を頂戴したいと思えます。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、南海トラフ巨大地震、津波による被害というものは甚大であることが想定されている中で、まず、自衛隊あるいは緊急消防援助隊などの救助機関の受入れ拠点あるいは仮設住宅用地、そして、膨大な瓦礫の仮置場等、事前にやはり備えておく必要があります。

その場合、広大な土地が必要としますが、御指摘のとおり、本市のこの地域には、三方を山に囲まれて、一方が海に面している地形で、山の裾野まで住宅地が広がる非常に狭隘な土地事情であることから、広大な土地の確保というのが非常に課題であるということは申すまでもないところでございます。

そういう課題がある中で、御指摘のとおり、尾鷲南インターチェンジはハーフインターですけれども、熊野尾鷲道路の緊急車両出入口が近接しております。そういうことから、災害時には緊急車両が通行できることとなりますので、南イン

ター付近用地は大変利便性が高い場所であり、ここを起点として熊野尾鷲道路から市内全域へ災害救助に向かうことができると、いわゆるくしの歯作戦のような動線の基軸な場所であると思っております。

このようなことから、南インター付近用地の尾鷲南防災基地は、所有者の御厚意により無償でお貸しいただき、大規模災害時における自衛隊の受入れ拠点として位置づけております。

標高は約70メートルの位置にしまして、約6,000平米の平場として国に整備していただいております。災害時には自衛隊の受入れ拠点として、本市への災害応援をより速やかに受け入れることができるようになります。

東日本大震災では、自衛隊は発災直後の救助活動だけでなく、その後の避難所生活等においても入浴や炊き出し等の支援を行い、その活動は地域の皆さんの多大な安心感につながっておりますことから、本市地域におきましても、南インター付近用地を防災拠点として整備することで、市民の皆さんの安全安心、これに大きく寄与するものと考えております。

そして、この小原野市有地については、今の面積というのは、幅が約260メートル、奥行といいますか、これが約50メートル、非常に長方形の土地でございまして、面積は1万3,000平米でございまして、標高は約95メートルであり、議員のおっしゃるとおり、現在は国交省の建設残土置場となっておりますけれども、使用後には、整地した上で返還していただく予定でございまして。

返還後の活用方針につきましては、まず、今、尾鷲市の都市マスタープランにおいて、防災利活用地としての検討を行うこととしておりますけれども、具体的な方向性はまだ示しておりません。

しかし、災害時には必要に応じて防災資機材の仮置場や、あるいは応急仮設住宅建設の建設候補地として検討したいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

まず、小原野について少し具体的に話を進めたいと思っておりますけれども、利用計画の中に応急仮設住宅の計画を言われました。あそこは給水区域外なんですね。たとえ仮設が数か月だったとしても、法的には2年間補償するものになっておりますけれども、今まで給水区域外への給水については、水道部のほうから、公営企業の立場からすれば、需要の見込めないところへの投資は無理ですという話を聞

いておりますし、それはきちんと理解をしております。

なので、公営企業としての水道を通すかどうかではなくて、技術的に可能かどうか、仮設住宅を置くに当たって、水をどう手当てするのかは可能なかどうか、その辺りのお返事を聞きたいと思います。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、小原野の市有地は、先ほども申しましたように、尾鷲市の都市マスタープラン、これにおいて防災利活用地であると、これとして検討を行うということで、先ほども申しましたように、具体的な方向性というのは示しておりません。

ただ、防災利活用地でございますので、仮に、先ほど申しましたように、建設住宅用地として活用する場合には、上水道の給水区域外であります。したがって、水を確保する手段も大きな課題の一つでございます。

現状では、給水車による給水とか緊急用給水タンクの活用、こういったことが考えられますんですけども、まず、この件について、本当に本格的にあそこを仮設住宅ということにするのであれば、そういうところもハードの面もきちんとやっぱり調べていかなきゃなんないと。

ですから、敷地としては、先ほどちょっと私、50センチと言いましたが、260メートルの50メートルでございます。1万3,000平米のところ仮設住宅を置くとなると、例えば、やはり当然のことながら給水は必要でございます。

それを、いろんな課題がありますけれども、それをどうやって解決していくのか、これについてはこれから非常に大きな検討材料として考えていかなきゃならないなと思っております。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 実は、先ほどは吉田松陰を引用させていただきましたけれども、今回インフラということ調べるに当たって、ローマ帝国の著書をたくさん残しておられます塩野七生氏の著作の中に、ローマ帝国のインフラ事業のことを書かれたことがございました。

ローマ帝国のインフラは、需要が見込めるから行う経済ではない。いわゆる公営企業が考える需要を見込んだ上での給水作業、これは経済として大事な観点である。だけど、ローマ帝国の場合は、需要を喚起するための大事業の政治であったというふうに書かれておりました。

私、今回、小原野が広く整地をされるということで、仮設ということももちろ

んそうなんですけれども、例えば昨日の津波のように、海岸付近に住む方たちがやはり事前に高台に行きたいなと考えたとして、平場がほとんどないんですよ。

そういうときに、現在給水区域外であるところは、ほとんどのところが高台なんですわ、市内において。しかも、この小原野は、土砂災害の警戒区域のレッドゾーンどころか黄色のゾーンにも入っていない、高台として土砂災害も心配せず、津波も心配せずの場所であることは間違いないと思います。

今後、仮設住宅の建設が先なのか、そのの整地が先なのか、そこが整地されて住宅地として見込めるのかどうか、ほかの高台も含めてですけれども、ここは市長の政治力、どういった方法でそこに投資を求めるのか、公営企業において市民に負担を負わせるのでなくできる方法があれば、どうぞ検討をいただきたいと思っています。

それはもうちょっと要望にとどめておきますけれども、仮設住宅について、被害想定から、ここでは津波を想定としますけれども、どの程度の数が必要かと考えられておりますか、市内全体で。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 応急仮設住宅、これについては県が算定しております。県において算定された南海トラフ巨大地震を想定した場合の本市の必要数というのは、727戸でございます。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 現在、尾鷲市の地域防災計画に記されております候補地としては、どのようなところがあるのかお聞かせください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 現在、地域防災計画に記載されておりますのは、大きくは市内の公園とか緑地広場あるいは市有地、主に教育施設等のグラウンドを検討しております。しかし、現在の教育施設等のグラウンドでは100戸程度、この用地しか確保できないことから、大きな検討課題の一つであると考えております。

具体的な場所については担当のほうからお答え申し上げます。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 7か所ございまして、向井小学校、旧九鬼小学校、旧早田小学校、旧三木小学校、旧三木里小学校、賀田小学校、旧梶賀小学校でございます。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3 番（濱中佳芳子議員） 休校なり廃校なりになっているところは、普通に空き地としての考え方でいいのかなと思いますけれども、今お答えいただいた中には、現行子供たちが通う学校が入っているように思います。

東北なり、神戸なり、あと中越なり、そういった辺りの地震被害について、仮設が学校用地を使うことによる弊害がこれまでも聞かされておりますけれども、教育委員会として、そういった学校用地が仮設住宅用地となることに対する課題であったり心配のすることがないのかということを考えますが、その辺りありましたら御説明いただきたいと思います。

議長（仲明議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（柳田幸嗣君） それでは、説明させていただきます。

発災後の仮設住宅用地として、尾鷲にある学校用地、特に運動場を利用した場合、児童・生徒たちの学校生活への影響は懸念されております。

想定されることといたしましては、防災対応に関して他地域の状況を調査した結果、阪神・淡路大震災では、仮設住宅用地として収容期間が当初より大幅に延びた、延長されたり、東日本大震災では、隣地の民地を借り受けて臨時運動場として利用したりするなどの事例がございました。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3 番（濱中佳芳子議員） それと、先ほど説明いただきました仮設の用地の中に旧町内の人たちの分がないように思うんです。

それと、発災後の現地での聞き取りなんかの中には、やはり被害に遭ってコミュニティがばらけることによって、やっぱり生活が取り戻しにくいというような大きな課題を聞かされることもございました。

今答弁いただきました727世帯が必要であるならば、これだけを用意しても、当日地震で壊れている場合もあるかもしれないし、使えないこともある。そうならば、もう727世帯が必要なら、1,000か所分ぐらいの用地は探しておく必要があるのかなと思うんですけれども、今後そういった学校への懸念をなくし、数を調える上で、どういった調査、どういった仮設用地を用意していく、そういったものができるのかというあたりの心積もりをお聞かせいただきたいと思いません。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員御指摘のとおり、先ほど1万3,500平米の場所を示した中で、旧尾鷲町内の仮設住宅予定地というのが少ないというのは、もう非常に

私も痛感しております。

それをどうしていくのかというような話になってくるわけなんですけれども、仮設住宅用地については、先ほど申しましたように、市内の公園、緑地広場、小原野の案も計画、要するに検討も出ているんですけれども、そういうような市有地、これをはじめとして、あるいは県の持っている県有地あるいは国有地、この活用もやっていかなきゃならない。

また、その状況に応じて、災害対策基本法によると、農地転用の許可、これも特例措置の対象となるということが分かっておりますので、農地などの民有地も借り上げて活用することが考えられると思っております。

また、地域コミュニティの共助ということにつきましては、空き家の活用を考えられている地域もあります。こういうことがありますので、そのような取組も推進してまいりたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 今、市長が最後に言われました地域で考える空き家の利用に関しましては、それこそ10年以上前から自主防災のほうで住民主導型の避難体制の確立なんかも各地区進められております。

まずは避難すること、その後、避難生活をどう送るのか、その地域で活用が可能なうちの調査、それは実際進めようとしている地区の区長さんからも話を聞いてきましたけれども、やはりいつ起こるか分からない地震に関しましては、あしたかも分からないけれども、10年先かも分からない、20年先かも分からないという中で、その管理などが地元だけに任されては大変な部分もある。

やはり行政はその情報をきちんとキャッチして、一緒になって住民の方たちを支える形で、そういった地域の防災に対する心構えには応えていただきたいと思っております。

あと、もう一点、小原野用地、今後どう利用するかに当たって、新田線の進捗も気になっております。もうかなり小原野の墓も今年度内にできてきて、南陽町、小川辺りの土地もだんだんと開けてまいっておるので、そう遅くはないと思うんですけれども、ただ、今出来上がっている光ヶ丘の先の県の広域防災拠点につながる部分で、現在のくろしお学園の手前で鍵の手になるところであるとか、道路が、交互通行のできない狭いところがあるとか、そういった辺りの課題、とても気になっております。

ほとんどその部分になりますと、県の判断であるとか県の事業であるとかとい

うところになると思うんですけれども、市がここがきちんと広がることで、三重県の防災拠点へのアクセス、ひいては小原野へのアクセス、そういったところに安心感ができるんだということで、その辺りを県との協議要望を強くお願いしたいと思うんですけれども、市長、その辺りの心積もりはいかがでしょう。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 結論から申しまして、私も物すごく気になっているんです、あそこの狭隘な部分というのが。

その部分については、まず、順番にお答えしますと、都市計画道路の尾鷲港新田線、これにつきましては未整備区間、これ約350メートルについては、県事業が順調に進捗しております。

その先の広域防災拠点へとつながる都市計画道路の日尻野線、これにつきましては、現在東紀州くろしお学園尾鷲分校のグラウンド手前まで都市計画決定がなされておりますが、御指摘のとおり、終点付近が未整備で、車両等のスムーズな通行が確保されておられません。

御指摘のように、そういう状況になっておりますので、尾鷲港からは尾鷲港新田線、日尻野線、これを通り広域防災拠点へとつながるルートでありますから、緊急支援物資の輸送など災害復興時に大変重要なルートであるということはもう認識しております。

したがって、この部分については、特に国、県との協議はもちろんのこと、これについても我々もいろんなやっぱり交付金事業でいかにして有利な交付金事業にするか、当然のことながら起債の活用ということも模索しながら整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 小原野が本当に市民にとって安心を得られるための土地になりますように、どうかしっかりと政治力を持って進めていただきたいと思っております。

じゃ、南インターについてなんですけれども、ここに関しましては、私の思いの中でも少しいろんな思いが交錯する場所なので、少しお話をさせていただく時間をいただきたいと思っております。

南インターにつきましては、現在も重点「道の駅」候補として位置づけられております。基本計画も残ったままになっております。今でもホームページ上で確認することができております。



しかし、以前にこの計画が頓挫と言っているのか、適切かどうか分かりませんが、頓挫いたしました。

現在、供用が少し始まっております駐車スペースであるとか、あと、トイレの部分、これは国の単独事業として完成してしまいました。私の思いとしては、してしまったとっております。国に対しては失礼な物言いかも分かりませんが、私としては、ああ、出来上がってしまったなというふうに思っています。

なぜならば、この先、市があの上の場所を市民のために使いたいとなった場合には、市が単独事業として進めるしかない状況が現在ですね。当時、道の駅として国と同時進行する一体化事業であれば可能であったであろう有利な整備がなくなっております。

基本計画にも明記されておりますけれども、あそこはほかの道の駅に見られるような物販がメインの施設ではありませんでした。防災をメインテーマに、ほかに類のない安心安全を目指した施設になると期待しておりました。

災害対応の説明についてすると、市民の方から、あんなところまで逃げられない、そういった避難場所との誤解をされることがあって、なかなか理解が得られないことに残念な思いをしたこともありました。

道の駅の看板を得られることのメリットは、全国1,200以上のネットワークに加えること、国とコラボによる事業連携が図れること、そのほか市の単独ではなし得ないことへの事業構築の可能性が広がると考えられておりました。

現在国では、道の駅は地域振興の段階からもう既に第3ステージとなっております。その第3ステージ、様々な災害を乗り越える上で効果的に使われた道の駅がたくさんございました。中越のときには、特に活躍した駅をたくさん聞かされました。

新たに「防災道の駅」という正式名称をもって、令和3年度に全国で39か所認定されております。これには幾つかの条件がございますが、その中で物理的なものは、2,500平米以上の駐車場を持つことという、そういった項目がございました。広い駐車場を持ちなさいよ。なぜならば、こういう災害のときに、先ほど市長が市民にとってのメリットと言われた、そういう救援車両が余裕を持って止められる広さがそれ以上であるという、そういった根拠かなと思っておりますが、そういった中に、三重県、39か所ですから全国にあるわけではございませんが、三重県では唯一、志摩市にある道の駅が「防災道の駅」との認定を受けております。この認定を受けることによって、各種防災に対する事業、その進捗

に対する交付税の優遇が図られております。

現在では、当市の道の駅を名のるには以前よりもハードルが高くなってしまっておりますが、看板を上げるためには、まず、あの場所が市民にとって災害対応の拠点として重要な場所にならなくてはならないと考えております。

これからは恐らく道の駅を造るではなくて、造ったものが道の駅になるという手順を踏むのかなと思うんですけれども、それは、市民がそこに防災としての拠点を求めることができるような事業を展開する必要があるのだと思っております。

冒頭に御答弁いただきました自衛隊の基地となることのメリット、広域的にあそこが拠点になれば、市民が安心ですよというふうには言われましたけれども、恐らくそこに分かりにくさがあるのかなと思うので、具体的な例がございましたら、その辺り含めて、いま一度、あそこが市民に渡せることのできる安心なんなのかをお聞かせいただきたいことと、それをそういうふうにするための課題ですとかこれから考えられることがありましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、道の駅構想については、正直申しまして、私この6年間、それに対する構想というのは進んでおりません。

ただ、議員御指摘の要するに道の駅というのは、ただ単に地域振興の段階から次のステージへ来ていると、それが何なのかということ、災害を乗り越える上で効果的に使える道の駅、これが「防災道の駅」であると。そのための最低条件となる根拠は、駐車場が2,500平米以上である、これだけのやっぱりベースというのか、あれが示されているわけなんですね。

おっしゃるように、昨日、おとといの話じゃないんですけれども、こういう状況ということもきちんとやっぱり我々としては常に把握しながら、対応をきちんとしていかなきゃなんないなと思っております。

まず、先ほどもお答えしましたんですけれども、自衛隊、これは東日本大震災において発災直後の救助活動、これだけではなくて、その後の避難所生活、これにおいても入浴支援や炊き出し支援、こういった支援活動を行ったことで、地域の住民の方々に多大な安心感を与えておられる、これは非常に大事な話だと思っております。

そして、南インター付近用地を整備し、自衛隊の受入れ拠点ということも申し上げました。拠点とすることで市内全域に迅速な支援が可能となることから、市民の安心に大きく寄与できるものと考えています。

一方、御指摘のございました尾鷲南防災基地への道路なんですけれども、この前もちょっと行ってまいりましたけれども、一部舗装されていない林道があります。その部分、林道であることから、自衛隊の受入れ拠点としての利便性を考慮する上で検討課題であると考えております。

特に尾鷲南防災基地については、要するに所有者から一時無償で借りていると、この辺のところをどういうふうな形で、我々としても基本的には防災に関するいろんな取組については協力しましょうということをおっしゃっていただいておりますので、あと残り2年余りしかございませんので、この辺のところもきちんと交渉する必要があるんじゃないかなと思っております。

いずれにしろ、防災拠点としての場所というのは、やっぱり尾鷲市に私は必要であると思っておりますので、その辺のところも十分いろんな政治的なこともやりながら、いろんな方面のいろんな情報も受け入れながら進めてまいりたいなと思っております。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） そうですね、発災時の対応に関しましては、恐らく自衛隊を中心とした救援部隊の駐屯地ということかと思うんですけれども、先ほども申し上げたように、あの南インターが防災として確保されることが大切であるということをも市民に分かっていただくには、やはりふだんあの場所があるんですよというアピールが必要かと思うんですね。

今、市長、2年とおっしゃられましたけれども、以前に聞いたことによると、そこは自動更新によりさらに延長することも可能ではあるということも聞いているんですけれども、やはりあそこが今後どういった形で市民に寄与するのか、平常時にあそこを活用することができるのか、その辺りどういった形で示されるのかというのは気になるところでありますので、その辺りどういう心積もりがあるのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 基本的には防災拠点でありますから、防災に関すること、非常に広い範囲でございます。

その中で、これまた元に戻るんですけど、6年半ぐらい前にちょうど就任した当時なんですけれども、特にやっぱり防災上の問題というのは非常に私の気になっているところで、要するに当初、そういう南海トラフ云々という大地震が起きて津波が来たときに、本市において、まず、避難場所はきちんと確保できている

のかというような、これを確認しました。

避難場所から、今度は避難所に移ると、避難所に移ったときに、避難所も確保してきちんと対応しているのかと、今現在書いていますが、避難場所、避難所についてはきちんとやっている。

その後なんですね。その後、どうしてもやっぱり避難所で1か月2か月も過ごすわけにいかない。1か月、2か月は辛抱してもらなきゃならないかも分かんないけど、それ以上なると大変です。人間の心理的なそういう状況になる。

どうしてもやっぱりそういう仮設住宅ということ念頭に置きながら、そういうものをきちんと建設できるようなそういう場所というのにも必要じゃないかと。当時としてはほとんどなかったです。これは当時の防災危機管理課長からそういうお話を聞いたんです。

ただ、先ほど申しましたように、今のように1万3,500平米ぐらいのあれがあるし、今回も一応候補地、小原野の候補地もそれとして利用できるのか云々ということも検討して、そういうものもきちんとして、それで、もう一つは、南インターの南防災拠点地域、これをどうしていくのかと。

まず、やっぱり私、思い出すのは、今の国交省から造っていただいている南インターの防災拠点、あそこはやっぱり沿線からちょっと外れているんですね。だから、あそこがそういうものであるということについては、国と共に尾鷲市としてもあそこでいろんなことをやっていながら、やはりPRしていかなきゃならない。

もう一つ考えておりますのは、いつも尾鷲市の防災訓練をいろんな場所でやっているんですけど、正直言って、あそこのところは整地今されていますので、あそこでやはり尾鷲市の防災訓練というのもあの場所でやって、皆さん方に認識していただくと。こういう場所が、やっぱり尾鷲市としてこういうものが大事ですよ、だから、これを一応準備したいと思っておりますよぐらいのことはきちんとやっていながら、要するに防災に対するイベントということも考えていながら、あと、あの辺のところ、要するに南インターの防災拠点の部分、これをどういうふうにして今後進めていくのかということ是非常に大きな課題だと思いますので、これは、しかし非常に重要な話ですので、前向きに検討はしていきたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 地方創生が始まった頃の話ですけれども、国から言われた、

頑張るところにはお手伝いしますよという言葉、あれは本当に私は分かりやすい話だったのかなと思っております。

市が、これは市長だけではありません。住民が一丸となって要望するということの重要性を恐らく国が示そうとしてくれた言葉かなと思います。熱意を持ってお願いすることに対しては、そのメニューを考えましょう、お手伝い考えましょうという、そういった形を地方創生の最初に聞かされました。

最近も国の方たちと話をしても、やはりそうなんですね。尾鷲が何のために要るんだ、これが、これを使うことによって市民がどう幸せになるんだ、そういった聞かれ方をいたします。

どうか自主防の連絡協議会なんかも中心になるのかなと思いますけれども、そういった国や県からのお手伝いをいただくためにも、住民の方が一丸となるような、そういった号令の出し方を市長のほうにはお願いしたいと思います。

あと、尾鷲市は、ありがたいことに人命に関わる甚大な災害が半世紀以上起こっておりません。これは逆に言いますと、自分事として災害対応の経験値が低くなってはいないのだろうかという心配をしております。

一つの事例として、災害への備えの私は好事例だと思うんですけども、紀宝町での災害の備えをちょっと紹介させていただきたいんですけども、紀伊半島大水害で大きなダメージを受けました。そのときに水の供給ということに物すごく苦労されたようです。尾鷲市からも給水車が何度もお手伝いに行ったということも聞いております。

その苦労された経験から、現在考えられております避難場所とされるところに飲料水兼用の耐震性貯水槽、現在6基整備されております。1基40トン水が入ります。この貯水槽はローリングストックの形ですので、その水槽を通してふだん使いで水がその施設に流れます。ですので、水が入れ替える必要もなく新鮮な状態が保たれて、いざ発災となったときに断水してでも、そこに必ず40トンが用意されます。

それをざっと計算しますとね、市長、6基あった場合、行政では、三重県の中の行政の取決めの中に最低1日3リットルは市民全員に配れるだけの約束をなさいよという決まりがあると聞きました。その行政が保証しなければいけない1日3リットルの水が、市民全員に対して、この40トン6基だと2週間以上確保できるんですよ、給水車を呼ばずして。これは、物すごく紀宝町の人たちにとっては安心をいただける施設かなというふうに思いました。

紀宝町の費用面も見ましたけれども、有利なメニューを使って1基1,000万かからないような、そういった整備をしておりました。

尾鷲市は本当に今まで免れていて、何に困るのかということは、他の市町の事例を見せてもらいながらの学習になりますけれども、想像力だけでは及ばない、本当に経験をした他市町の経験しっかり聞いていただいて、それを調査研究して、それで、市民の安心が一段高いところに持っていけるようお願いしたいと思うんです。

それで、今回さらに新しく避難施設として考えられる場所って幾つか整備事業とといいますか、改修事業とといいますか、進みますけれども、そういったところに市民が何を準備すれば安心するのかという辺りを考えると、この1基40トンの受水槽、私はすごく安心できる、水というのは、人が生きるまず最低限のインフラかと思っているんですけれども、そういったものを考えるというお考えはないでしょうか、市長。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直言って、その内容は非常に説得力のある内容でございまして、ずっと先ほどお話を聞きながら聞いていたんですけれども、まず、今我々何やっているのかという、大災害時における飲料水の確保というのは、基本的にはペットボトルの水を計画的に備蓄しながら各地区へ分配配置していると。

さっきの紀宝町の話じゃないわけなんですね。40トン6基だったら、要するに240トン。240トンということは、さっきおっしゃったように、24万リットルですか、きちんと計算が合うんですね。3リットル、1万5,000人の人数としたら4万5,000、それだったら1週間ぐらいあるだろうと。非常に重要な話ですね。

水というのは、やはり人間が生きるためには、空気の次に何が必要かって、水なんです。だから、これをどうやって確保するかということは非常に大事な話ですし、これをどうやって紀宝町のこういう整備、飲料水兼用の耐震性の貯水槽と聞いているんですけれども、この整備ということについては、事例もあるものですから、まず、正直言って、もう何回も何回も、月に1回、紀宝町長には一回ちょつと話、十分聞きたいなと思っています。

他市町の事例も参考にしていかなきゃなんないと思っているんですけれども、私は、先ほどの議員の話を聞いておまして、自分で考えるところもいろいろあって、副市長やら防災危機管理課長あるいは建設課長ともいろいろ話しているわ

けなんですけれども、要は、まず、やっぱり事前復興計画あるいは事前に準備しておかなきゃならない、これはやっぱりソフト面である程度できているんですよ。

ただ、言えることは、事前にハード面で準備することも多いんじゃないかと。これはずっと（聴取不能）まだまだ整備が必要……。

議長（仲明議員） 市長、ここで正午の時報のため、中断をいたします。しばらくお待ちください。

〔休憩 午前 11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（仲明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

市長。

市長（加藤千速君） 最後に申し上げたいのは、要するに事前復興あるいは事前準備復興というんですか、そういう関係というのは、ソフト面ではある程度うちも計画的にあれしているわけなんですけれども、具体的に復旧、復興にしる、特にハード面でまだまだ整備してないところはあると思います。

その辺のところを見て、トータルとして、やっぱりどう防災減災計画というものを要するに地域防災計画の中に具体的にハード面をどうやって盛り込んでいくのかということは非常に必要な話だと思います。

十分その辺のところも踏まえて、いろんな課題はあります。むちゃくちゃありますよ。あると思います。ありますけど、それはやっぱり人の命、市民の安全安心を担保しながら健全な生活をいただくために、これが基本的なやっぱり市長の役割でございますので、その辺のところも十分認識しながら、この辺のところは十分検討はしてまいりたいと思っております。

議長（仲明議員） 濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 事前復興のハードに対する考え方、判断をするタイミング、すごく難しいと思います。本当にあしたかもしれんけれども、10年、20年先かもしれん。それまで使わんものに大金入れるのかというその判断、すごく難しいと思います。

ですので、いろんなものがローリングストックの考え方で平時どういうふうに使えるか、そういったものを選びながら整備を検討されていく、その手順も分かっております。

最後に、もうこれも市長にとっては釈迦に説法の言葉でございます。市長は〇

Bでございますから、慶應義塾の塾長を務められまして、平成天皇の教育係であった小泉信三氏のお言葉なんですけれども、小泉信三氏、「国土の姿」という著者を書かれておりまして、その中に、森鷗外の言葉を引用しまして、森鷗外が「人間、生まれたままの顔で死ぬのは恥だ」といったことになぞらえて、祖先、先人から受け継いだ土地そのままにして後に渡すのは恥ずべきこと、そういう言葉を残しております。

自分たちがお預かりしているものを、自分たちが預かる以前の形よりもさらに住民、市民、国民にとってよりよいものにして渡すことこそが政治家の責務であると、そういった言葉を残されております。

どうか今あるものがもっとよりよい市民にとっての幸せにつながりますように、市長のこれからの判断力、政治力、御期待申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（仲明議員） 答弁、よろしいですか。

3番（濱中佳芳子議員） 質問はこれで終わります。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるとおり、今先人から受け継いだそういうものに対しては、守っていくべきところはきちんと守って行って、守るだけじゃなしに、それを維持発展させていかなきゃならない、当然それはあるかと思えます。

私にとっては、やっぱり政治力というのは絶対必要でございますし、政治力を働かせて、さっき議員おっしゃってましたように、国の考え方がだんだんだんと変わってきたんですね。

私も大体年に何回でしょうね、もう七、八回、国交省のほうへ行っています。近畿整備局、あるいは松阪の紀勢国道事務所にあれしたらもう十数回、彼らといろいろ話しています。

確かに国の考え方は変わっています。先ほどおっしゃったように、防災というものに対する考え方も変わってきています。

先ほどのことを根拠づけしながら、うまくやっぱりこちらからきちんと構想、計画をきちんと練りながら、相談しながら進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（仲明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日5日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。



[散会 午後 0時04分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署名議員 南 靖 久

署名議員 小 川 公 明